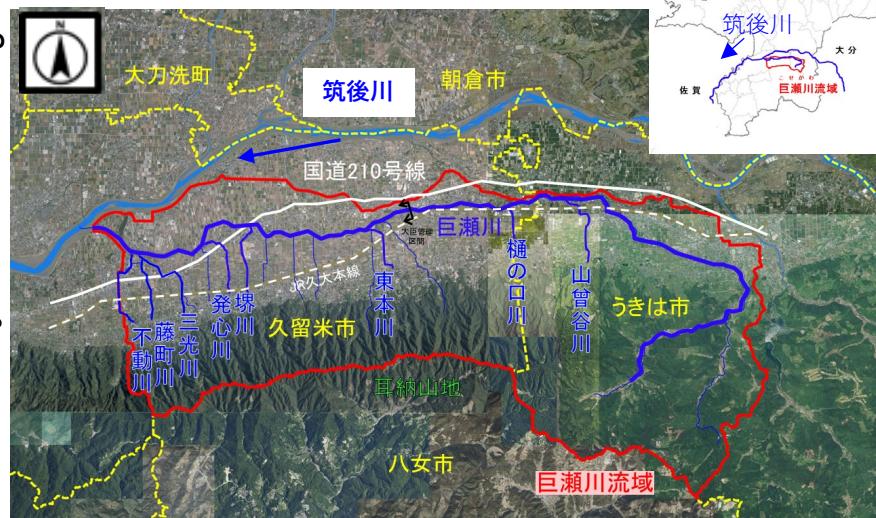


巨瀬川流域の特徴

・巨瀬川は、耳納山地を源に発し、福岡県うきは市と久留米市を貫流し、一級河川筑後川の中流部左岸に合流する河川である。

・沿川は、国道210号線やJR久大本線により、利便性に優れるため、近年は久留米・うきは工業団地が整備され、企業の集積により沿川に市街地が進出している。

・巨瀬川左岸は、急峻な耳納連山が連なり、多くの支川や水路が巨瀬川に流入している。

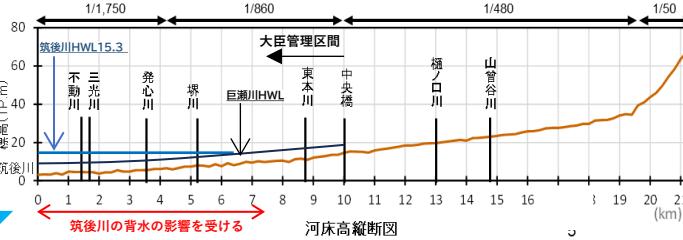


①降雨量の増加に伴いH24年、H30年、R1年、R2年、R5年と浸水被害が頻発。R5年7月は特に甚大な被害を受けた。

②筑後川の背水の影響を受けやすく越水や内水が頻発している。



▲R5.7洪水における巨瀬川の浸水被害状況
筑後川の背水の影響で越水している。



河川整備に加え、特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

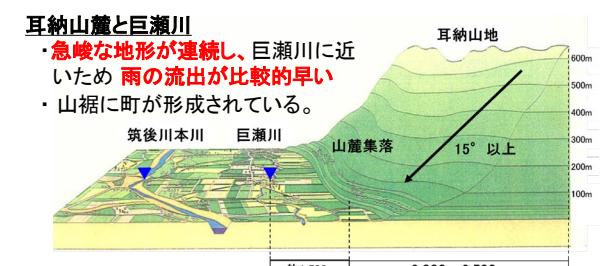
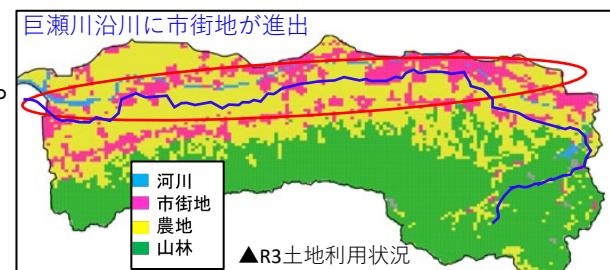
- ・「流域水害対策計画」を策定し、法定計画による浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組を推進。

近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7	前線に伴う豪雨により床上1050戸、床下2131戸の浸水被害が発生。
R5.8	R5.7の被害を契機に、国、福岡県、久留米市、うきは市で「巨瀬川流域治水推進会議」を設置。
R5.12	同会議にて「巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト」策定。
R6.2	同会議にて次世代にふるさとを引き継いでいくような地域づくりを目指し、「巨瀬川流域治水プロジェクト」を策定。その上で、特定都市河川浸水被害対策法を活用した水対策を検討することを位置付け。
R7.3	関係機関と特定都市河川指定にむけて確認。
R7.5~	流域にお住いの皆様に、特定都市河川指定に向けて制度説明を実施。
R7.12.23	特定都市河川指定



▲巨瀬川流域治水推進会議の様子



③背水の影響等で巨瀬川水位が高い時間が続くと、多くの支川等の排水が困難となり、全域的に浸水被害が発生している。



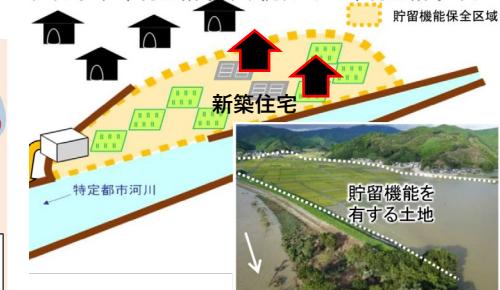
法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域水害対策計画の方向性】

○接続先である筑後川の背水の影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- バックウォーターの影響等による越水被害、内水被害の軽減
 - ①河川整備に加え、流域治水整備事業等を活用し輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
 - ②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
 - ③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
 - ④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。
- 左岸には急峻な耳納山麓より流入する河川が集中し、河川や水路の土砂堆積等により越水等被害を助長。
 - ⑤森林保全及び堆積土砂の管理につながる対策。

- ①浸水対策「流域治水整備事業等の活用」
浸水被害が常習化している地域で「流域治水整備事業」等を活用することで、輪中堤、嵩上げ、移転等により、早期に浸水被害の防止・軽減を図る。
- ③貯留機能保全区域指定制度
住宅地近隣の田畠など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



⑤森林保全イメージ
間伐後

